

高島市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成27年8月19日に提出された高島市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により公表する。

平成27年10月14日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 前川 勉

高島市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成27年8月19日

2 請求人

〇〇 〇〇

3 請求の要旨

(「高島市職員措置請求書」の原文のまま記載)

1. 請求の要旨

高島市長福井正明氏が、Aに対し支払った、平成26年度みんなで創るまちづくり交付金の750,000円の内、誤った審査により支出した交付金の金額について市に対し返還を求めるものである。

(1) Aが市に対し請求を行った交付金の内容について、平成27年6月16日付で情報公開請求に基づき各種書類を入手し精査した結果、交付金の誤った支出が判明したもので、交付金の支出日は不明である。Bの領収書が添付されており、Bが支払った管理防犯灯電気代430,879円は、Aが支払ったものではないのが明らかである。(別添 実績報告書写しを参照)

(2) なお、AとBは、同一区域内に存在する団体であるが、構成員も異なる全く別の団体である。Bは別荘族を中心とした〇〇〇世帯の団体であり、会費も建物所有者で年6千円を徴収している。

AはB会員の中から住民基本台帳に記載のある永住者が、Bが所有することとなった不動産の不動産登記をするために認可地縁団体として設立した〇世帯(約〇〇名)弱の団体であり、会費も徴収しておらず収入源はない。(届け出のA規約で明らか)

(3) 全く別の団体が支払った事業に対し交付金が支払われたことは、「みんなで創るまちづくり交付金」条例からみても、違法な支出であり、高島市長 福井正明氏は直ちに誤った支出を認め、市に対し返還をすべきである。

また、当該実績報告書を提出したAに対し、過去から同様の請求を行い交付金を受けていたこともあり、不正の事実を知っていながら請求を行っていたのであるから、詐欺・私文書偽造による告発も辞さずという姿勢をとるべきと考える。

また、同日に以下の別添資料の提出を受けた。

- ・みんなで創るまちづくり交付金実績報告書 (A作成)
- ・みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書 (A作成)
- ・みんなで創るまちづくり交付金事業別明細書 (A作成)
- ・電気料金領収書の写し

第2 請求の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成27年9月7日付で受理することを決定し、同時に請求人に通知した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件措置請求書および事実証明書に基づき、平成26年度のAに対するみんなで創るまちづくり交付金（以下「本件交付金」という。）が違法または不当な財務会計上の行為といえるか否かを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成27年9月25日に証拠の提出および陳述の機会を設けた。

請求人および補佐人が出席し、本件措置請求書に沿った陳述を行った。本件措置請求書に記載のない事項についての陳述の概要は次のとおりである。新たな証拠の提出はなかった。

- (1) B名義の領収書が添付された本件交付金の実績報告書が、なぜすんなり認められたのか。市役所のチェック体制に不備がある。平成26年度以前にも防犯灯電気代が本件交付金事業の対象費用となっていた。領収書のあて名の問題は今年に限ったことではない。同じ地域に類似する2つの団体が存在することは、市（〇〇支所・市民協働課）も知っているはずであり単純なミスではない。
- (2) 市は申請者に対し書類の作成について指導をし、そうした後に書類を受け取るべきである。また、交付決定にあたっては、書類だけで判断しないで、現地を見て本当に必要かを判断して欲しい。
- (3) AとBの役員は同じ人であるので、2つの団体間の費用負担のルールも曖昧で、AとBのどんぶり勘定の決算を見直すように役員に言っても取り合ってもらえない。市から指導して欲しい。
- (4) Aには3百万円を超える繰越金がある。本来Aは市の補助事業をBに代わって行う団体であり、会費は徴収していない。それにも拘わらず繰越金があるということは、補助金で支払うべき事業費をB会計から支払っていたからであり、これまでの補助金がAに残っていると思われる。Bの財産がAに移動している。2団体の会計が混乱しており、市に対して指導を求めてきたが、市からは団体間の問題として取り上げてもらえなかった。

3 市長からの意見書の提出および関係職員の陳述

平成27年9月18日に本件監査請求に対して市長から「意見書」と題する以下の書面の提出を受け、これを基に同年9月25日には関係職員（市民生活部次長、市民協働課参事および〇〇支所参事）から陳述の聴取を行った。陳述の要旨は以下のとおりである。

- (1) AとBは、互いに関連性のある団体ではあるが別の団体と認識している。
- (2) Bあての領収書が実績報告書に添付されていることについては、以前から承知していたが、A設立以前にB名義で防犯灯電気使用の契約が行われていたものであり、名義変更の手続きがなされていないものの、AからBに対して支払業務を委託し、Bに相応する額が支出されているものと認識し、本件交付金対象費用として認めてきた。
- (3) 本件監査請求が提出されて以降、B・Aの平成26年度・平成27年度会計役員に対し3回にわたって聞き取りをするとともに、会計処理と預金通帳の動きをチェックしたところ、AとBの預金が混同した状態となっていることを確認した。また、A名義の預金通帳に本件交付金が入金されていたが、それに対応すべき費用の支出

が確認できなかった。その後、「意見書」に記載したとおりAからBへ相応の金額が支払われた。

- (4) 会計役員は毎年交替し前例踏襲が行われていた。会計役員への聴き取りによると、「通帳にはこだわらず帳簿上で管理すればよい、おかしいとは思っていたが、不正をしているとは思わなかった。」との返答がなされた。
- (5) 今後は防犯灯の契約者は変更する旨をA役員から聞いている。また、本件交付金の交付先については、今後も認可地縁団体であるAが適切と考えている。理由は、Bは市外居住者が多数を占めており、多数の市外居住者の意向に沿って交付金が使われる可能性があるため、本件交付金の目的・趣旨に沿って判断したものである。（「意見書」の原文のまま記載）

意見書

請求者〇〇〇〇が平成27年8月19日に提起した住民監査請求に関し、次のとおり意見する。

1 意見の趣旨

本件監査請求は、これを却下するとの決定を求める。

2 請求に対する認否

請求の要旨については否認する。

3 請求者の主張およびこれに対する市長の意見

(1) 請求書「B名義の電気代領収書」について

<請求人の主張>

Aに対し支払った、平成26年度みんなで創るまちづくり交付金750,000円の内、管理防犯灯電気代430,879円は、Bが支払ったものであり、Aが支払ったものではないことは明らかである。

<市長の主張>

平成26年度、Aに支出したみんなで創るまちづくり交付金750,000円を活用し、防犯灯の維持管理にあてた費用は、交付金対象事業として適当なものと認めている。

しかしながら、関西電力(株)が発行する領収書を確認したところ、領収書のあて先は、Bとなっていた事実を確認した。

その後、Aの通帳を調べたところ、すでにAからBに、相応する金額が支払われていることを確認したところである。

よって、防犯灯の必要経費は、地域全体の安全・安心な地域づくりに関する交付金事業として、Aが支出したと認められる。

(2) 請求書「別団体に支出した交付金の返還」について

<請求人の主張>

全く別団体が支払った事業に対し交付金が支払われたことは、「みんなで創るまちづくり交付金」条例からみても、違法な支出であり、高島市長 福井正明氏は直ちに誤った支出を認め、市に対し返還をすべきである。

<市長の主張>

防犯灯の設置・契約者は、Bであり、領収書のあて名はBとなっているが、維持管理は、定住者で組織されているAが行っている。

みんなで創るまちづくり交付金は、市内の自治会等が地域社会を維持発展させるために行う活動に対して交付することとしていることから、Aが自らの地域の安全・安心のための事業として、防犯灯の維持管理にあてた電気代に対し支出した交付金は、違法な支出ではない。

また、同日に以下の別添資料の提出を受けた。

- ・ A名義の預金通帳（〇〇〇〇農業協同組合）の写し
- ・ AからBへの「相応する金額」貯金口座振替による振込受付書の写し
- ・ B・A流動資産内訳（平成27年3月31日現在残高）

4 要件審査に係る判断

(1) 監査請求対象の一部の財務会計行為が1年を経過していることについて

本件監査対象のAに対する本件交付金750,000円は、平成26年7月25日に概算払いで525,000円が交付され、平成27年4月10日に精算払いで225,000円が交付されている。

地方自治法第242条第2項には、「当該行為のあった日から1年を経過したときは、これ（住民監査請求）をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

概算払は、地方自治法第232条の5第2項の規定により普通地方公共団体の支出の一方法として認めている。そして、概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これを行うことができないものと解する（最高裁判所平成7年2月21日第三小法廷判決同旨）とされている。

正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決同旨）とされている。

よって、概算払い分525,000円については、支払があったときから1年を経過しているため、正当な理由の有無を検討する必要がある。

(2) 1年の監査請求期間の経過について正当な理由があることについて

請求書によれば、本件監査請求に係る領収書の誤りを知ったのは、平成27年6月に情報公開請求を行った結果、知り得たものであり、実績報告書の証拠書類として添付されている書類の内容については、一般に知ることのできないものである。そのため、1年の監査請求期間を過ぎてしまったこともやむを得ず、地方自治法第242条第2項ただし書きの正当な理由があったと判断するのが相当であると考えられる。

(3) 詐欺・私文書偽造による告発も辞さずという姿勢を取るべきとの主張について

請求人は、本件措置請求書の中で「Aに対し、過去から同様の請求を行い交付金を受けていたこともあり、不正の事実を知っていながら請求を行っていたのであるから、詐欺・私文書偽造による告発も辞さずという姿勢をとるべきと考えられる。」と主張している。

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関または職員による違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関または職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

Aが実績報告書を偽造して本件監査請求にかかる交付金を詐取したものである、すなわち、刑法上の詐取または私文書偽造等の判断を求めることについては、監査委員の職務権限になじまないと判断し、監査の対象から除外する。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件交付金制度について

ア. 本件交付金は、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例（平成23年高島市条例第1号。以下「本件条例」という。）の規定に基づいて、支出されたものである。この条例は、平成23年3月市議会定例会で、条例案が審議された上で可決され、同年4月1日から施行されている。

イ. 本件条例に規定されている「みんなで創るまちづくり交付金」の目的は、第1条に掲げているとおり「市内の自治会等が身近な地域課題を自主的に解決し、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動に対して交付金を交付することにより、住民自治の振興および市民協働のまちづくりの推進ならびに地域の均衡ある発展に資すること」である。

ウ. 本件条例第2条において、交付対象となる自治体等を以下のとおり定めている。

- ① 地方自治法第260条の2第1項の規定により市長の許可を受けた地縁による団体
- ② 一定の区域の住民の地縁により形成し、当該住民の共通利益の実現と生活の向上を目的として民主的な運営の下に自主的な活動をする区、自治会、町内会等の団体で市長が適当と認めるもの

エ. 本件条例は、第5条において交付金の対象となる事業について、以下のとおり規定している。

- ① 安全、安心な地域づくりに関する事業
- ② 地域の保健、福祉、青少年健全育成および人権尊重に関する事業
- ③ 地域内または地域間の交流等を図る事業
- ④ 地域の道路、河川その他の基盤施設の整備または維持管理に関する事業
- ⑤ 環境の保全および地域の美化に関する事業
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

オ. 本件条例は、第10条において、次の各号のいずれかに該当するときは交付金の決定の全部または一部を取り消すことができるとしている。

- ① 関係法令またはこの条例もしくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- ② 第8条の規定による交付の条件に違反したとき。
- ③ 偽りの申請その他不正な手段により交付金の交付の決定を受けたとき。
- ④ 交付金を他の用途に使用したとき。
- ⑤ その他市長が交付金を交付することが不適当と認めるとき。

カ. 高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則（平成23年高島市規則第12号。以下「本件施行規則」という。）第3条において交付金の対象外費用について、以下のとおり規定している。

- ① 自治会等の役員に対し職務執行の対価として支払われる報酬（役員が行う職務外の労務に対して支払われる賃金、謝礼等を除く。）

- ② 自治会等の構成員または構成世帯のすべてを対象とする労務に対して支払われる賃金、謝礼等
- ③ 自治会等の集会施設に係る光熱水費、通信費、保険料等の運営管理費
- ④ 料理飲食費および酒類の購入費（会議等における参加者1人につき500円以内の茶菓子代および市長が適当と認める費用を除く。）
- ⑤ 積立金および繰越金

キ. 本件規則第11条には、事業実績の報告は、交付対象事業を完了した日から起算して1月を超えない日または当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添付して行わなければならないとしている。

- ① みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書
- ② 領収書等の写し（1点1万円未満のものを除く。）
- ③ 事業内容の分かる写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

ク. 本件交付金に関する訪問調査を、対象204団体のうちから抽出し毎年実施している。その実施状況は以下のとおりである。なお、Aへの訪問調査は未実施であった。

地域	対象 団体数	実施団体数			
		23年度	24年度	25年度	26年度
マキノ地域	32	2	2	2	2
今津地域	50	2	3	3	3
朽木地域	22	2	2	2	2
安曇川地域	39	2	3	3	3
高島地域	34	2	2	2	2
新旭地域	27	2	2	2	2
計	204	12	14	14	14

(2) AとBの関係について

ア. 本件監査請求対象のAは、平成〇〇年〇〇月〇日付で認可設立された地縁による団体（地方自治法第260条の2）である。

イ. Aと同一地域内にBが存在している。Bは、Aの設立以前から存在していた団体であり、会員の中には市内に住所を有する住民と別荘を所有する者等が混在している。Aは、B財産の不動産登記の必要が生じたことをきっかけとして、B会員のうち住所を有する住民（住民登録のある住民）により設立されたものである。なお、直近の会員数は以下のとおりである。

- ・ A会員 〇〇（26年度本件交付金積算資料より）
- ・ B会員 〇〇（26年度B会計報告より）

ウ. AとBはそれぞれ団体の規約を定めている。また、それぞれの総会が同じ会場、同じ日の別の時間帯で開催されている。

エ. 規約の会員資格の規定を比較すると、Aは「規約の定める区域に住所を有する個人」であり、Bは「地域内に土地または建物を有する者は本会の会員となる資格を有し、また原則として会員とならなければならない」と定められている。

オ. 規約に定められている目的は、Aは「…地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること…」であり、Bは「…会員相互の親睦をはかり、信頼と連帯によって互いに協力しあって、地域内の環境保全及び地下水の水質を維持すること…」と定められている。

カ. 規約に定められている団体の区域または地域は、Aは「高島市〇〇町大字〇〇、〇〇、〇〇地内の別表に掲げる区域」、Bは「高島市〇〇町〇〇、同〇〇、同〇〇の内、〇〇〇〇分譲地一帯をいう」と定められている。

キ. AとBの役員は同一人を選出するよう運用されている。また、総会資料では、それぞれの団体の会計報告（決算書）とともに、2つの団体の会計報告をまとめた合算会計報告（決算書）が作成され、かつ、B・Aの活動をまとめた同一の事業計画と事業報告が審議・報告されている。

ク. Aとしては会員から直接会費を徴収していない。Bが一会員当たり年間 6,000 円の会費を徴収し、Bの規約に法人格を必要とする行為をAに委託する旨を定められており、これにより委託対価として平成26年度は 1,633,064 円がAに支払われている。

(3) 本件交付金の使途について

Aから提出された実績報告書に添付された「事業成果書兼精算書」に記載されている交付金の使途は、以下のとおりである。

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費	対象から除外する費用	対象費用
防犯・防災事業	管理防犯灯設置・修繕	19,440	0	19,440
防犯・防災事業	管理防犯灯電気代	430,879	0	430,879
環境整備事業	一斉清掃と除草作業	394,039	0	394,039
環境整備事業	水質検査による安心環境確保	104,112	0	104,112
その他地域活動	ごみ集積所整備等 会館維持費	142,538	0	142,538
合 計		1,091,008	0	1,091,008

(4) 本件交付金に関する会計処理等について

ア. 平成26年度本件交付金実績報告書に添付されている領収書のあて名を確認すると、対象費用 1,091,008 円のうち、Aのものが 536,258 円、Bのものが 493,843 円（管理防犯灯電気代 430,879 円を含む）、判別できないものが 60,907 円であった。

イ. 本件管理防犯灯電気代は、B名義の滋賀銀行〇〇〇〇店の預金口座から毎月支払われている。さらに、A名義の預金通帳の平成26年度中の入出金を確認したところ、本件交付金対象費用の出金が見受けられなかった。

ウ. AとBの現金および預金の年度末残高を、総会資料「B・A流動資産」として報告されている。これによると、Aは〇〇〇〇農業協同組合の普通預金と小口現金を、Bはゆうちょ銀行の普通預金・定期預金および滋賀銀行〇〇〇〇店の普通預金を保有している。また、本来、団体ごとに預金を区分して処理されるべきところを、同一団体の現金および預金のように2つの団体の現金および預金が混同した使われ方をしていた。例えば、A名義の〇〇〇〇農業協同組合の預金については、主に市および社会福祉協議会からの交付金や補助金の入金口座として利用されており、B名

義の滋賀銀行〇〇〇〇店の預金は主に電気代等の自動振替に、ゆうちょ銀行の預金はB会費の入金と主な費用の支払いに使われていた。

エ. 平成26年度A通常総会で承認された平成26年度A会計報告(決算報告)を確認したところ、本件交付金対象費用の支出は、支出の部に計上されている。

オ. 上記エの「平成26年度A会計報告」の次年度繰越金の額と上記ウで確認した「B・A流動資産(平成27年3月31日現在)」のうちAが保有する流動資産(現金と預金の合計)残高は一致していない。ただし、「B・A会計報告(合算)」の次年度繰越金の額と「B・A流動資産(平成27年3月31日現在)」の合計残高は一致している。

(5) AとBとの間の費用負担に関する未精算金額について

ア. 本件請求に伴い関係職員がAに対する調査を行ったところ、団体の会計報告に基づいた現金・預金上の処理が行われず、AとBの現金および預金を混同した費用の支払いが行われ、本来、Aの費用として処理されるべきものが、B名義の預金から支払われていることが確認された。

イ. 本件監査請求の審査中の平成27年9月18日に、Aは、上記アのAとBとの間の会計報告と現金・預金上の処理の不一致額(未精算金額)を、Bに支払った。その内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

年度	入金額 (A口座)			出金額 (A口座) B	未精算金額 A-B
	本件交付金	その他補助金	入金額合計 A		
23	704,000	857,000	1,561,000	1,053,000	508,000
24	726,000	530,000	1,256,000	716,789	539,211
25	738,000	708,000	1,446,000	1,946,800	△500,800
26	750,000	705,000	1,455,000	705,000	750,000
計	2,918,000	2,800,000	5,718,000	4,421,589	1,296,411

2 監査委員の判断

(1) AとBは全く別の団体であるとの主張について

請求人は、実績報告書には別の団体であるBの領収書が添付されており、AとBは全く別の団体であると主張している。このことは、本件交付金の支出を違法とする前提となるものであることから、2つの団体について考察する。

AとBは、上記1の(2)のイのとおり同じ地域に存在し、上記1の(2)のオおよびカから、地域における自治活動を行う団体である点は共通していると思慮される。また、上記1の(2)のイのとおりAはB会員のうち市内に住所を有する住民で組織されており、BがAを内包する関係にあり、上記1の(2)のキのとおり一体的な組織運営が行われている。

一方、上記1の(2)のウのとおり、代表選出の方法、組織運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しており、多数決の原理が行われている等、それぞれが組織としての要件を備えている。さらに、別荘所有者や居住の実態はあるものの市内に住民登録がない住民はAに加入できないため、Aの意思決定に関与し得ないB会員がいる。

こうしたことを考慮し、AとBは互いに関連性のある別の団体であると判断する。

(2) 本件交付金対象費用について

本件交付金の対象となる事業は、本件条例第5条に定められておりその内容は上記1の(1)のエのとおりである。請求人が指摘している防犯灯電気代については、交付対象事業である「安全、安心な地域づくりに関する事業」に合致する費用であると認められる。さらに、平成26年度にAが本件交付金対象費用としているのは、上記1の(3)のとおりであるが、提出された関係書類を確認したところ、その用途はいずれも交付対象費用として適正であり、かつ、本件規則第3条に定められている交付対象外費用（上記1の(1)のカ）に該当するものは含まれていないため、実績報告書において報告されている交付金対象費用の用途は適正であると認められる。

そして、実績報告書に添付されている領収書から、いずれも実際に支出されており虚偽の支出とは考えられず、当該地域の住民自治の振興等に使われたものであり、目的に沿った事業を実施し、成果を上げているものと判断する。

(3) 実績報告書とAにおける経理処理の整合性について

Aから提出された実績報告書によると、本件交付金対象経費はAが支出したものと報告されている。一方、上記1の(4)のイで確認したとおり、本件交付金対象費用は、関連性はあるが別の団体であるB名義の預金から支払われている。

また、請求人の陳述の機会における発言から判断すると、防犯灯の維持管理をはじめとする本件交付金事業は、Bが実施しているという認識であり、一方、市は、提出された意見書にあるようにAが本件交付金事業を行っているとの立場である。

このため、本件交付金事業は、AとB、どちらの団体が実施したものか検討する必要があるが、上記1の(2)で確認したとおり、同じ地域（エリア）で同様の活動をし、団体の役員は同じ人物が兼務しており、かつ、別荘所有者等の短期滞在者を除く居住者（住民登録のない住民を含む）をみたとき、概ね同じ会員により運営および活動されているため、どちらの団体が事業を実施しているのかの断定はできないが、本件交付金対象費用は、上記1の(4)のエで確認したとおり、Aの会計報告（決算報告）の支出の部に計上されており、Aの総会において承認されていることから、Aの団体の意思としては、Aが本件交付金事業を行ったものであり、Aが費用を支出すべきものと考えていたと判断する。

しかしそれでは、Aの現金・預金上の処理と一致しないが、これは、上記1の(4)のウおよび1の(5)のアで確認したとおり、本来、別の団体の経理処理として区分されるべきところ、2つの団体の現金・預金上の処理を混同されていたためであり、こうした団体における不適切な経理処理によって不整合が生じているものであり、言い換えると、各団体の会計報告に基づいた現金・預金上の処理が行われず、AとBとの間に、会計報告と一致させるために行われるべき費用負担の未精算額が存在していたものと考えられる。

なお、上記の未精算額については、上記1の(5)のイで確認したとおり、既に、平成23年度から平成26年度までの未精算額がAからBに支払われている。この妥当性について、提出された資料からは十分な検証ができないものの、平成26年度の本件交付金対象費用分については、一定の整合性が図られたものと判断する。

(4) 違法または不当な公金の支出について

市がAに対して交付金を支出したことが違法または不当な公金の支出にあたるか否かについて判断するためには、Aに対する交付金が本件条例第10条に規定する交付決定の取消事由（上記1の(1)のオ）のいずれかに該当するかを判断する必要がある。

本件交付金は、上記(2)で判断したとおり、本件条例および本件規則等に違反したものとは言えず、また、交付金を他の用途に使用したものでもない。

そして、偽りの申請その他不正な手段により交付金の交付の決定を受けたものか否かについては、本件交付金の交付によって関係者が不正な利得を得たとは認められず、領収書のあて名および費用支払いの不整合については、団体の経理処理上の問題であると考えられ、不正行為が明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事実があるとまでは言えない。

よって、Aに対する本件交付金について、返還の必要はないと判断できる。

(5) 交付金確定事務について

平成26年度の本件交付金対象費用について確認したところ、実績報告書に添付されている領収書のあて名については上記1の(4)のイのとおりであった。

また、交付先団体であるAにおける費用支払の実態については上記1の(4)のイで確認する限りにおいては、Aが本件交付金対象費用を支出した事実を確認することはできなかった。本件交付金の実績報告書に添付すべき書類は、上記1の(1)のキであり、対象費用が支出されたことは、領収書の写しによって確認することになっており、費用が他の団体の現金・預金から支払われているといった財源までの確認は、通常の実績報告書の審査で確認することは困難と思われる。

しかし、当該地域にAとBの2つの団体が存在することを関係職員は承知しており、実績報告書にBあての領収書が添付されている件については、関係職員が陳述の機会で述べたように、防犯灯電気代の支払いをAがBに委託しているとの認識でいたならば、AがBに対して相応する額を支払った領収書の添付を求めるべきであり、かつ、事実関係を詳細に確認するべきであったと考える。

よって、本件交付金の交付額確定事務における確認および審査が不十分であったと言わざるを得ない。

しかしながら、結果的には上記(4)のとおり本件交付金の返還が生じるものとは認められず市に回復すべき損害がないことから、違法または不当とは言えないと判断する。

3 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却することとする。

4 市長に対する監査委員の意見

本件についての監査委員の判断は以上であるが、本件交付金に係る事務については、事務処理等に一部不十分な点が見受けられたので、下記の意見を付す。

- (1) 高齢化が進み地域の活力が減退する中で、協働の名のもとに地域住民の意見を反映し、自立した活動ができるよう、交付先団体に対する必要な支援に努めるとともに、実績報告書等の作成についてより一層適切な指導・助言を行われたい。

- (2) 本件請求の発端となった、領収書のあて名の誤りについては、本件交付金の実績報告書の審査時に十分な確認を行い、必要に応じて指摘・指導すべき事項であったと思われる。今後は、適時に効果的なチェックを行うとともに、訪問調査を行う団体数や内容を充実するなどにより、市民に疑念を持たれない適正な交付金制度の運用に努められたい。
- (3) 本来、別の団体であり区分されるべきAとBの会計処理が混同され、団体における事務を複雑かつ煩雑なものにしており、そのことが、請求人が本件交付金の支出に疑念を抱いた要因となっているものと考えられる。Aに対して本件交付金に関する会計処理が適切に行われるよう指導・助言されることを要望する。